

保 福 介 第 6 1 3 5 号
平成 27 年 12 月 28 日

各地域包括支援センター
各居宅介護支援事業所
各介護保険施設

} 管理者 様

さいたま市保健福祉局福祉部介護保険課長
(公 印 省 略)

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入に伴う介護保険に係る
各種申請の取扱いについて（通知）

日頃より、本市の介護保険事業の推進につきまして、ひとかたならぬご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、社会保障・税番号（マイナンバー）制度※ の導入に伴う介護保険に係る各種申請の取扱いにつきまして、別紙のとおり整理いたしましたので通知いたします。

なお、平成 27 年 12 月 21 日（月）に開催しましたマイナンバー法施行に伴う指定介護（予防）サービス事業所説明会で使用した資料等につきましては、市ホームページに登載いたしますのでご覧ください。

<http://www.city.saitama.jp/002/003/003/001/007/004/p045385.html>

さいたま市トップページ > 健康・医療・福祉 > 福祉 > 高齢の方 > 介護保険
> 事業者向け情報 > 給付・認定・その他
> 社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入に伴う介護保険に係る各種申請
の取扱いについて

問い合わせ

さいたま市保健福祉局福祉部 介護保険課

介護保険係 電話 048-829-1264

F A X 048-829-1981

※社会保障・税番号制度は、国民生活を支える社会的基盤として導入されるものです。
また、社会保障・税番号制度とは、日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる 12 桁の番号をいい、地方自治体においては、社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。